秘密保持契約書（案）

　公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を甲とし、株式会社●●●●を乙とし、甲と乙の間で２０２６年に開催される第２０回アジア競技大会（２０２６/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋２０２６アジアパラ競技大会（以下「本大会」という。）に関し、甲乙が相互に提供する情報の秘密保持について、次の各条項により秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（秘密情報）

第１条　本契約において、「秘密情報」とは、本契約の存在及び内容並びに甲又は乙が２０２６年に開催される本大会の準備及び運営のために、相手方に秘密情報であることを明らかにして提供する一切の情報（本契約締結前に提供された情報及び口頭により提供された情報も含む。）をいい、その形態又は媒体を問わない。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については本契約に定める秘密保持義務の対象外とする。

（１）相手方から取得する前に既に公知となっていた情報

（２）相手方から取得した後に自らの責によらず公知となった情報

（３）相手方から取得する前から既に自ら所有していた情報

（４）相手方から取得した後に正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく知得した情報

（５）自ら独自に作成した情報

（秘密保持）

第２条　甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報を甲乙双方の規程に基づき善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として取り扱い、相手方の書面（電子メールを含む。以下本条において同じ。）による事前の承諾なく第三者に提供又は漏洩してはならないものとする。なお、相手方の承諾を得て第三者に秘密情報を提供する場合は、本契約に基づき自己が負うのと同等の義務を当該第三者に負わせ、かつ、当該第三者の義務履行につき責任を負う。

２　甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報について、本大会の準備又は運営のために知る必要のある必要最小限の役職員のみにこれを提供することができるものとし、当該役職員に本契約に定める秘密保持義務の内容を遵守させるものとする。

３　第１項にかかわらず、甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報について、弁護士、会計士及びその他法律上秘密保持義務を負う専門家に対しては、相手方の書面による事前の承諾なく、これを提供することができるものとする。

４　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除いて、相手方から受領した秘密情報を本大会の準備又は運営以外の目的に使用してはならないものとする。

５　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合に限り、本大会の準備又は運営のために必要最小限の範囲で、相手方から提供された秘密情報を複写、複製することができるものとし、当該複写、複製物についても秘密情報として取り扱うものとする。

６　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除いて、相手方から提供された秘密情報を改変、編集又は引用してはならないものとする。また、相手方の承諾を得て秘密情報を改変、編集又は引用した場合、当該改変、編集又は引用したものについても秘密情報として取り扱うものとする。

７　甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報について、裁判所、政府機関その他第三者から適用される法令によりその開示を要求された場合、当該要求に基づく必要最小限の範囲においてのみ、当該秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合、甲及び乙は、当該要求の事実を直ちに相手方に書面で通知するものとし、相手方の秘密情報の保護措置に合理的な範囲で協力するものとする。

（秘密情報の返却・破棄）

第３条　甲及び乙は、本大会に係る事業が終了した場合又は相手方から要求があった場合、相手方から受領した秘密情報及びそれらの複写、複製物を、相手方の指示に従い返却又は破棄（前条第７項により開示が許される相手との契約上、保存が要請されているもの、法令により保存が求められているもの及び電子データの場合は電子メールサーバー等に一定期間バックアップされるものを除き消去）するものとする。但し甲及び乙の間で、別途取り扱いを定めた秘密情報についてはこの限りではない。

（有効期間）

第４条　本契約の有効期間は、本契約を締結した日から甲が本大会に関する事業を終了するまでとする。

２　前項にかかわらず、第２条、前条、本項及び次条乃至第８条の規定は、本契約の終了後もなお有効に存続するものとする。

（譲渡禁止）

第５条　甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なく、本契約上の地位並びに本契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他の処分をしてはならないものとする。

２　前項にかかわらず、甲は、甲が解散する際において、乙の事前の同意を得ることなく、愛知県又は名古屋市に対し、本契約上の地位を移転し、又は本契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を譲渡することができるものとし、愛知県又は名古屋市以外の第三者に対してこれらを移転又は譲渡する場合には、あらかじめ乙と協議した上、乙の同意を得なければならないものとする。

（損害賠償）

第６条　甲及び乙は、本契約に定める事項に関し、自己の責に帰すべき事由により、相手方に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第７条　本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈、適用されるものとする。

２　本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第８条　本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本契約締結の証として本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目２番１号

　　公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

　　事務総長　村手　聡

乙：